



## 略 歴 書 (登録申請者)

〔記入注意〕

- 1 氏名の記載等を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には事業所名（事務所名等）を記入してください。

氏 名		愛知 建太郎		①男 ・ 女	生年月日	昭和25年5月24日
建築士の資格		一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>	登録 番号	100000	登録を受けた都 道府県名(二級建 築士又は木造建 築士の場合)	
学 歴	年 月 日	学 校 名 及 び 学 科 名			卒 業 ・ 修 了 ・ 中 退 の 別	
	昭和48年 3月31日	安城大学 建築学科			卒業	
職 歴	期 日	勤 務 先			地 位 ・ 職 名	
	年月～年月	(所在地も記入してください。)				
	昭和60年 9月～現在	株式会社 愛知県建築士事務所 (豊橋市今橋町※番地)			代表取締役	
昭和60年 4月～ 昭和60年 8月	なし					
昭和48年 4月～ 昭和60年 3月	愛知設計事務所 (名古屋市中区栄4-3-26)			所員		

## 略 歴 書 (管理建築士)

〔記入注意〕

- 1 氏名の記載等を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には事業所名（事務所名等）を記入してください。

氏 名		岡崎 三郎		① ・ 女	生年月日	昭和30年1月1日
建築士の資格		一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>	登 録 番 号	99999	登録を受けた都 道府県名(二級建 築士又は木造建 築士の場合)	
学 歴	年 月 日	学 校 名 及 び 学 科 名			卒 業 ・ 修 了 ・ 中 退 の 別	
	昭和53年 3月31日	碧南大学 建築学科			卒業	
職 歴	期 日	勤 務 先			地 位 ・ 職 名	
	年月～年月	(所在地も記入してください。)				
	昭和60年 9月～現在	株式会社 愛知県建築士事務所 (名古屋市中区錦※丁目※番地)			設計部長、管理建築士	
昭和55年 4月～ 昭和60年 8月	川谷株式会社 (刈谷市東陽町1-1)			設計主任		
昭和53年 4月～ 昭和55年 3月	豊田設計事務所 (豊田市西町3-60)			所員		

添付書類(ハ)

## 誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 元年 5月 25日

株式会社 愛知建築士事務所  
登録申請者の氏名又は名称 代表取締役 愛知 建太郎

愛知県知事  
指定事務所登録機関 殿  
公益社団法人 愛知県建築士事務所協会

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所を管理する専任の建築士を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

〔記入注意〕 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。  
2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

# 承 諾 書

私は、下記建築士事務所において、建築士法第 24 条の規定による建築士事務所を管理する建築士に就任することを承諾します。

平成 元年 5 月 25 日

建築士 氏名 岡崎 三郎

記

建築士事務所	名 称	愛知県一級建築士事務所
	所 在 地	名古屋市中区錦※丁目※※番地 ※※ビル※階